



6 調教教総発第 号
令和 6 年 5 月 日

調布市長 長友 貴樹 様

調布市教育委員会

調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに
関する指導要綱に係る「教室確保困難通学区域」の指定について
(回答)

令和 6 年 4 月 9 日付け 6 調都ま発第 90003 号で照会のあったこのことにつ
いて、別紙のとおり意見を付します。

別紙

令和6年5月 日

調布市教育委員会

調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱
(令和元年調布市要綱第17号)第3第1項の規定による教室確保困難通学区域
の指定についての意見

1 調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱
(令和元年調布市要綱第17号)第3第2項の規定に基づく、教室確保困難通学区域
については、別表1「学校施設等の状況」を踏まえ、今後、教室を確保することが困
難と見込まれる学校の学区域は下記の7校です。

- (1) 第一小学校
- (2) 八雲台小学校
- (3) 富士見台小学校
- (4) 滝坂小学校
- (5) 石原小学校
- (6) 若葉小学校
- (7) 緑ヶ丘小学校

2 その他意見について

(1) 事業主に対して、下記のとおり要望します。

ア 児童及び幼児(未就学児)の急増につながりにくい住宅開発の検討をお願いします。

イ 宅地分譲・住宅等販売、賃貸借等の際、次の事項について、購入希望者、賃借人に十分な周知をお願いします。

(ア) 学校施設(校舎)や運動場(校庭)が過密化しており、今後更に施設の過密化が進むことによる教育環境の悪化が懸念されます。

別表 1 学校施設等の状況

<p>第一小学校</p>	<p>【児童数・学級数推計】 単位（児童数）：[人]</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R6 (実数)</th> <th>R7 (推計)</th> <th>R8 (推計)</th> <th>R9 (推計)</th> <th>R10 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童数</td> <td>696</td> <td>715</td> <td>751</td> <td>775</td> <td>822</td> </tr> <tr> <td>学級数</td> <td>23</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 実数は、令和6年5月1日時点の実児童数及び実学級数 注2 推計は、令和5年度東京都作成の教育人口等推計資料から引用 但し、学級数は、学級編制標準の引下げに伴う修正後の数</p> <p>当該校は、児童数の増加が見込まれています。このため、既存校舎内で教室を確保する対策を講じておりますが、近い将来において校舎の増築が必要となる状況にあります。しかしながら、校地面積が小さく、新たな校舎を増築するスペースの確保が困難なことから、校舎の増築に伴い運動場（校庭）を縮小する可能性があります。</p>	年度	R6 (実数)	R7 (推計)	R8 (推計)	R9 (推計)	R10 (推計)	児童数	696	715	751	775	822	学級数	23	25	26	27	28
年度	R6 (実数)	R7 (推計)	R8 (推計)	R9 (推計)	R10 (推計)														
児童数	696	715	751	775	822														
学級数	23	25	26	27	28														
<p>八雲台小学校</p>	<p>【児童数・学級数推計】 単位（児童数）：[人]</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R6 (実数)</th> <th>R7 (推計)</th> <th>R8 (推計)</th> <th>R9 (推計)</th> <th>R10 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童数</td> <td>509</td> <td>505</td> <td>515</td> <td>511</td> <td>519</td> </tr> <tr> <td>学級数</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 実数は、令和6年5月1日時点の実児童数及び実学級数 注2 推計は、令和5年度東京都作成の教育人口等推計資料から引用 但し、学級数は、学級編制標準の引下げに伴う修正後の数</p> <p>当該校は、児童数の増加が見込まれています。当面の間は、既存校舎内で教室を確保する対策を講じますが、校地面積が小さく、新たな校舎を増築するスペースの確保が困難なことから、校舎の増築に伴い運動場（校庭）を縮小する可能性があります。</p>	年度	R6 (実数)	R7 (推計)	R8 (推計)	R9 (推計)	R10 (推計)	児童数	509	505	515	511	519	学級数	17	18	18	18	18
年度	R6 (実数)	R7 (推計)	R8 (推計)	R9 (推計)	R10 (推計)														
児童数	509	505	515	511	519														
学級数	17	18	18	18	18														
<p>富士見台小学校</p>	<p>【児童数・学級数推計】 単位（児童数）：[人]</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R6 (実数)</th> <th>R7 (推計)</th> <th>R8 (推計)</th> <th>R9 (推計)</th> <th>R10 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童数</td> <td>547</td> <td>566</td> <td>567</td> <td>564</td> <td>532</td> </tr> <tr> <td>学級数</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 実数は、令和6年5月1日時点の実児童数及び実学級数 注2 推計は、令和5年度東京都作成の教育人口等推計資料から引用 但し、学級数は、学級編制標準の引下げに伴う修正後の数</p> <p>当該校は、児童数の増加が見込まれています。当面の間は、既存校舎内で教室を確保する対策を講じますが、校地面積が小さく、新たな校舎を増築するスペースの確保が困難なことから、校舎の増築に伴い運動場（校庭）を縮小する可能性があります。</p>	年度	R6 (実数)	R7 (推計)	R8 (推計)	R9 (推計)	R10 (推計)	児童数	547	566	567	564	532	学級数	19	20	20	20	19
年度	R6 (実数)	R7 (推計)	R8 (推計)	R9 (推計)	R10 (推計)														
児童数	547	566	567	564	532														
学級数	19	20	20	20	19														

滝坂小学校	【児童数・学級数推計】 単位（児童数）：[人]					
	年度	R6 (実数)	R7 (推計)	R8 (推計)	R9 (推計)	R10 (推計)
	児童数	591	568	555	552	531
	学級数	18	19	19	19	19
<p>注1 実数は、令和6年5月1日時点の実児童数及び実学級数</p> <p>注2 推計は、令和5年度東京都作成の教育人口等推計資料から引用 但し、学級数は、学級編制標準の引下げに伴う修正後の数</p> <p>当該校は、児童数の増加に伴い、既存校舎内で教室を確保する対策を講じています。将来的な児童数は減少傾向にあるものの、学級数のピークは、当面の間、横ばいで推移します。今後、児童数が増加に転じた場合には、校舎の増築が必要となります。しかしながら、校地面積が小さく、新たな校舎を増築するスペースの確保が困難なことから、校舎の増築に伴い運動場（校庭）を縮小する可能性があります。</p>						
石原小学校	【児童数・学級数推計】 単位（児童数）：[人]					
	年度	R6 (実数)	R7 (推計)	R8 (推計)	R9 (推計)	R10 (推計)
	児童数	591	543	526	494	445
	学級数	18	19	19	18	16
<p>注1 実数は、令和6年5月1日時点の実児童数及び実学級数</p> <p>注2 推計は、令和5年度東京都作成の教育人口等推計資料から引用 但し、学級数は、学級編制標準の引下げに伴う修正後の数</p> <p>当該校は、児童数の増加に伴い、既存校舎内で教室を確保する対策を講じています。将来的な児童数は減少傾向にあり、間もなく、学級数のピーク時期を迎える状況です。今後、児童数が増加に転じた場合には、校舎の増築が必要となります。しかしながら、校地面積が小さく、新たな校舎を増築するスペースの確保が困難なことから、校舎の増築に伴い運動場（校庭）を縮小する可能性があります。</p>						
若葉小学校	【児童数・学級数推計】 単位（児童数）：[人]					
	年度	R6 (実数)	R7 (推計)	R8 (推計)	R9 (推計)	R10 (推計)
	児童数	921	880	830	765	719
	学級数	28	28	27	26	25
<p>注1 実数は、令和6年5月1日時点の実児童数及び実学級数</p> <p>注2 推計は、令和5年度東京都作成の教育人口等推計資料から引用 但し、学級数は、学級編制標準の引下げに伴う修正後の数</p> <p>当該校は、児童数の急増に対応するため、既存校舎内での教室確保や仮設校舎の建設を実施し対策を講じています。また、将来的に児童数が増加に転じた場合でも対応できるように、隣接する第四中学校敷地を活用し、若葉小学校及び第四中学校の一体的な施設整備を予定しています。今後の進ちょく状況により、工事実施に伴う学校運営への多大な影響が発生します。</p>						

緑ヶ丘小学校	【児童数・学級数推計】					単位（児童数）：[人]
	年度	R6 (実数)	R7 (推計)	R8 (推計)	R9 (推計)	R10 (推計)
	児童数	493	523	544	536	524
	学級数	17	19	19	19	19
<p style="text-align: center;">注1 実数は、令和6年5月1日時点の実児童数及び実学級数</p> <p style="text-align: center;">注2 推計は、令和5年度東京都作成の教育人口等推計資料から引用 但し、学級数は、学級編制標準の引下げに伴う修正後の数</p> <p>当该校は、児童数の増加が見込まれています。当面の間は、既存校舎内で教室を確保する対策を講じますが、校地面積が小さく、新たな校舎を増築するスペースの確保が困難なことから、校舎の増築に伴い運動場（校庭）を縮小する可能性があります。</p>						

調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに 関する指導要綱

第 1 目的

この要綱は、教室確保困難通学区域におけるマンションをはじめとする住宅開発等の指導指針を定めることにより、調布市の次代を担う児童及び生徒の良好な教育環境を保全する街づくりに資することを目的とする。

第 2 定義

この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅開発等 計画戸数が 15 戸以上の建築物（単身者用を除く。）の建築及び区画数が 15 区画以上の開発行為をいう。ただし、当該住宅開発等に伴い既存の住宅等が除却される場合は、その戸数又は区画数分を計画数から除くものとする。
- (2) 教室確保困難通学区域 通学区域（調布市立学校通学区域等に関する規則（平成 10 年調布市教育委員会規則第 3 号）に定める区域をいう。）のうち、住宅開発等に伴う児童及び生徒の人数の急増に対し、校舎の増築等の対応によって教室を確保することが教育環境保全の観点から困難であると見込まれる学校に係るものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例（平成 16 年調布市条例第 18 号。以下「街づくり条例」という。）の例による。

第 3 教室確保困難通学区域の指定等

市長は、毎年度 6 月末日までに、教室確保困難通学区域を指定の上、これを市のホームページにて公表するものとする。

2 市長は、前項の規定による教室確保困難通学区域の指定をするに当たり、あらかじめ調布市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見を求めるとともに、当該意見を参考にするものとする。

第4 住宅開発等に対する指導等

市長は、街づくり条例第21条の規定による事前協議（住宅開発等に該当するものに限る。）の際、開発事業者に対し、教室確保困難通学区域ごとの教育環境に関する情報（以下「教育環境情報」という。）を教育委員会と連携して提供するとともに、次の事項を要請するものとする。

- (1) ファミリー向け住戸の抑制につながる多様な世代がバランスよく暮らすことのできる建築物の建築に努めること。
- (2) 重要事項説明に加えることにより、建築等された住戸の購入者又は入居者に対する教育環境情報の事前周知に努めること。
- (3) 駅近傍等の立地に応じた商業及び業務の用に供する施設の誘致に努めること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和2年3月31日までの間における第3の規定の適用については、第3第1項中「毎年度6月末」とあるのは、「令和元年9月2日」とする。